

# 令和3年第12回 議会運営委員会 会議結果

(第3回定例会中日) R3年(2021年)9月14日(火) 9:00~9:33 第1委員会室

《出席者》永井 委員長(兼 公明党代表)、清水 勇 副委員長(兼 会派きぼう代表)、  
清水優一郎 委員、竹村 委員、佐々木 委員、木下 委員、熊谷 委員(兼 新政いいだ代表)、  
原 委員(兼 会派みらい代表)、井坪 議長、山崎 副議長、古川 委員外議員(日本共産党代表)

【○説明事項、□意見、★決定事項、◎会派検討依頼事項】

## 1 第3回定例会中日追加議案の概要について

★説明のとおり確認

○執行機関側より中日9月15日に追加議案として、一般案件1件、及び予算案件1件の計2件を提出する。

## 2 追加議案の取り扱いについて

★説明のとおり決定

○議案第93号、及び、議案第94号の2件については、9月15日の一般質問に引き続いての本会議において議案説明、質疑を行った後、付託議案一覧表のとおりそれぞれの所管委員会に付託し、審査を願う。

○予算案件に関しては、予算決算委員会への付託となる。議案第94号「令和3年度飯田市一般会計補正予算(第6号)案分科会に分担して審査を願うが、9月15日の本会議後に、予算決算委員会全体会の開催し、分担を確認する。また、分科会の開催日程につきましては、議事日程の都合から、9月16日の委員会予備日を使って審査を願う、社会文教分科会は、9月15日の予算決算委員会全体会後に開催し、審査を願う。

## 3 一般質問の日程等について

★説明のとおり決定

○一般質問を通告された議員は13人。本日9月14日は8人、明日9月15日は5人の一般質問を行うこととしたい。

○議長より、

### 3に関連【答弁に際して資料を配布することについて】

★今回に限り、答弁に際して資料を用いることについては、議長へ申し出て、議長の承認を受けたうえで行うように願うこととした。

○飯田市議会会議規則において、発言や一般質問に関して種々規定されているが、答弁者、執行機関側に対してこのようなことに関する規定はない。先例においても、議長

の許可を得て一般質問において資料を掲示した例も、議員に限られる。また、議会が言論の府であることに鑑み、発言を補完するための措置については、平成28年2月に「飯田市議会パネル取扱要綱」を定めて施行されているが、この対象も議員であり、議長の承認を得て行うこととなっている。以上のことから、会議における発言及び一般質問に関しては、会議規則の規定からも議長の裁量権の及ぶ範囲であり、執行機関側の資料に関しても、発言を補完するものとして、議長裁量の範囲であろうと、解釈できる。ただし、録音により会議録を作成することから、資料に関する発言については、記録の観点に留意される必要がある。

- 本日これからの一般質問にかかることであり、十分な議論を尽くせないことから、今回のみの扱いとして協議。議会は「発言」を基本としていることを委員間で再確認。また議事録の観点も重要、と意見あり。

#### 4 請願及び陳情について

##### ★説明のとおり決定

- 8月25日午後5時までに提出された請願・陳情については、先例により本日、中日議運において、その扱いを協議することを、先回8月24日の議会運営委員会において確認している。期日までに受理した請願及び陳情は、陳情2件。陳情者の住所氏名、要旨は、いずれも資料No. 4の陳情文書表記載のとおり。陳情書の写しは、9月14日にペーパーレス会議システムにより議員へ配布。
- 会議規則第138条及び第134条第1項の規定により受理番号4を産業建設委員会に、受理番号5を社会文教委員会に付託し、審査を願う。
- 陳情の付託については、閉会日の9月27日の日程第5において、文書表にて付託委員会を決定していただく。
- また、閉会日付託による請願及び陳情審査は、先例によりまして、次の定例会、つまり第4回定例会の委員会において、審査を願う。
- 議運委員長より、一般質問と委員会の日程順を変えて試行してきた第1回定例会と第3回定例会における請願・陳情の扱いについては、受付と審査の観点、特に日程について課題が見えてきていることから、定例会後に振り返りを行うとともに、第4回定例会以降の日程についてどうしていくか、今後協議を行う予定と説明あり。

#### 5 最終日の日程等について

##### ★説明のとおり決定

- 第3回定例会閉会日9月27日の日程については、午前9時から議会運営委員会を開催、本会議は午前10時からとなる。
- 日程第1、第2の所定の手続きの後、日程第3で、リニア推進特別委員会での審査、また常任委員会での請願陳情の審査の終了を受け、委員長報告を行う。続いて、日程

第4で議案審議。

- 審査結果に対して、反対・賛成の討論、反対・賛成の意思表示又は修正の動議を提出される場合は、9月22日水曜日の午後5時までに、通告書又は修正動議の案を書面にて事務局へ提出を願う。
- なお、追加議案があれば上程ののち、説明、質疑通告の時間を取り、必要に応じて、委員会付託、委員会を開催した後に、委員長報告、質疑、討論、採決という順序で進めることになる。議員及び委員会提出議案については、請願・陳情その他により、上程されれば審議をすることになる。
- 日程第5は、請願・陳情の上程です。本日の議会運営委員会で決定された陳情2件を上程し委員会付託までを願う。日程第6は、各常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出、日程第7は、議員派遣について、議決願う。

《議会の自律的事項》

## 6 議長記者会見について

★議長説明のとおり決定。

- 議長より、9月28日火曜日の午前10時から第2委員会室において記者会見することの説明あり。①今定例会について、②議会災害対策会議の取り組みなどについて、③議会報告・意見交換会の中止について、の大きく3点に関して発表等していく。

## 7 その他

★当面の日程について確認。

- 今後の日程として、閉会日の議会運営委員会を9月27日の午前9時から第1委員会室で開催。また、定例会の反省に関しまして、自律的な議会運営委員会として、改めて日程を連絡する。

以上